

標準必須特許を巡る特許庁の取組

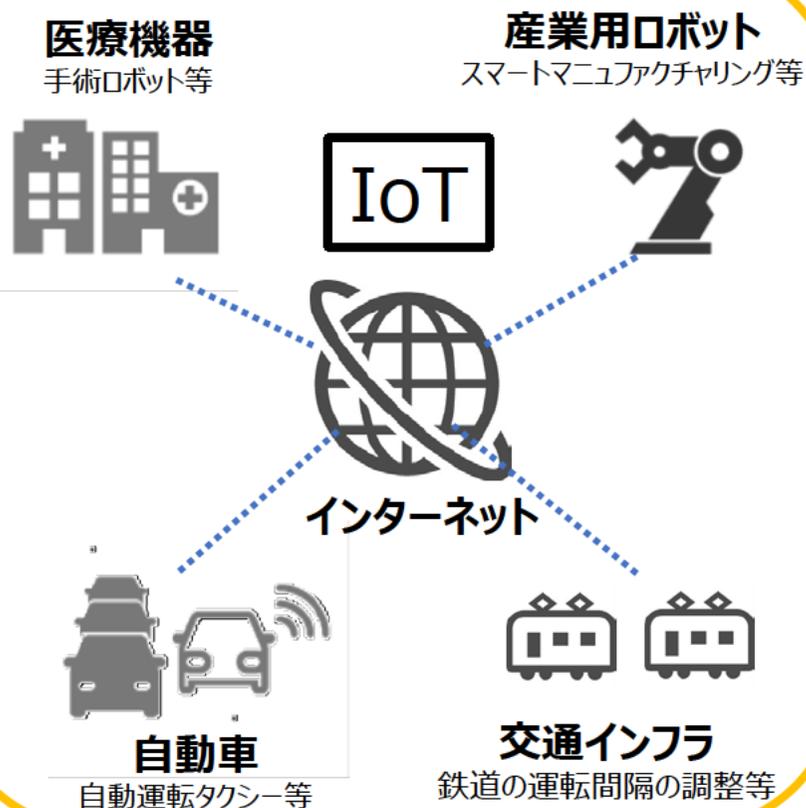
2021年2月25日

特許庁

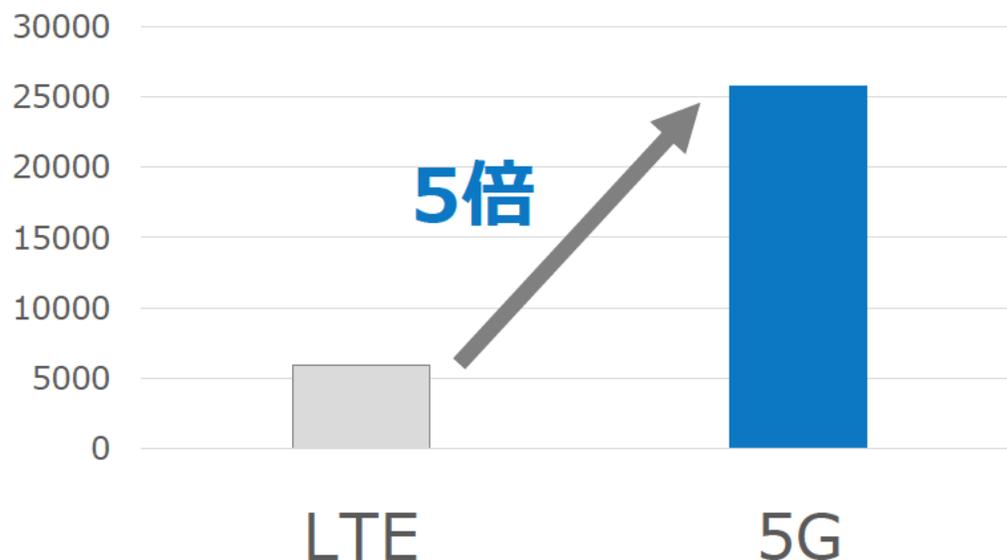


急速に浸透するIoTと標準必須特許の増加

- IoT (Internet of Things) の浸透によって、自動車、産業機器、交通インフラ、電力インフラ、ビル・住宅等がつながる時代。関連する標準必須特許も大幅に増加。



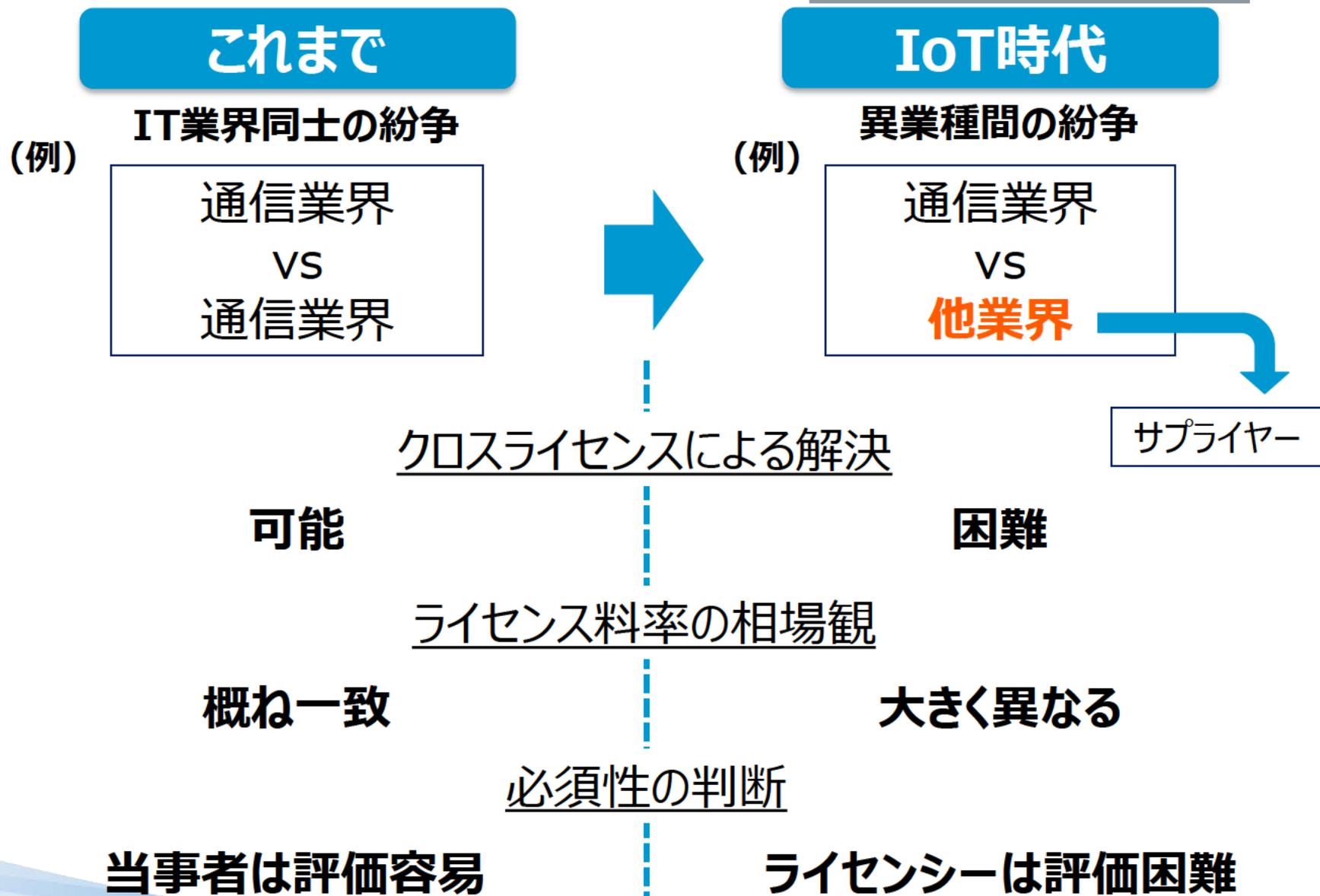
ETSI (欧州電気通信標準化機構) への 必須宣言特許数 (ファミリー単位) ※



(出典) サイバー創研, 「LTE 関連特許のETSI必須宣言特許調査報告書 第3.0版」, 「5Gに資する特許出願・寄書提案に関する調査報告書 (第2版) (抜粋)」を基に特許庁作成。
※LTEは2012年11月時点、5Gは2019年11月時点でのETSI SEP宣言リストに基づく。ETSIに対して必須特許であると宣言された特許件数について、それぞれサイバー創研がファミリー単位で計数し直した数。

(出典) 第20回特許制度小委員会 資料3「第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討」を基に作成

IoT時代の標準必須特許ライセンス交渉における課題



標準必須特許を巡る世界の紛争

【標準必須特許に関する主な訴訟・行政処分】

オレンジは異業種間の紛争



英国

Unwired Planet v. Huawei
Conversant Wireless Licensing v. Huawei
TQ Delta v. Zyxel



EU

欧州委員会競争当局(EC) v. Qualcomm
Huawei v. ZTE



米国

連邦取引委員会(FTC) v. Qualcomm
Continental Automotive v. Avanci et al.
Core Wireless Licensing v. Apple
TCL v. Ericsson
CSIRO v. Cisco
Apple v. Qualcomm
HTC v. Ericsson



ドイツ

Nokia v. Daimler
Sharp v. Daimler
Sisvel v. Haier
Unwired Planet v. Huawei



日本

公正取引委員会(JFTC) v. Qualcomm
Apple v. Samsung
Sharp v. Tesla



中国

中国国家発展改革委員会(NDRC) v. Qualcomm
Iwncomm v. Sony
Huawei v. Samsung

最近のSEP関連訴訟

- **SEPを巡る通信業界vs自動車業界の紛争が表面化。**
- **2020年夏以降、ドイツや米国で判決等が示され始めたが、SEP権利者である通信業界側に有利な状況。**
 - 主な裁判例・政府動向
 - 2020/8/18DE Nokia v. Daimler (Nokiaの差止請求認容)
 - 2020/9/10DE Sharp v. Daimler (Sharpの差止請求認容。その後、和解)
 - 2020/10/23DE Conversant v. Daimler (Conversantの差止請求認容)
 - 2020/10/30DE Nokia v. Daimler (Nokiaの差止請求認容)
 - 2020年8月 DOJ (米国司法省)、Avanci社の5G関連特許プラットフォームについて「競争を害する可能性は低い」との見解
- **その後、上記裁判例等での主な論点についてEU司法裁判所 (CJEU) に質問付託されたが、結論が得られるまでは時間を要する見込み。**
 - 2020/11/26DE Nokia v. Daimler (訴訟中断。CJEUに質問付託)
- **ドイツでは差止請求が制限され得ることを明文化する特許法改正案が閣議決定されるなど、状況は流動的。なお、当該改正案のパブコメに対し、日本の自動車業界は賛成意見を提出。**

標準必須特許に関する特許庁の取組

①「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（2018年6月5日公表）

→ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化のため、標準必須特許に不慣れな当事者にもわかりやすく的確な情報を提供

手引きの内容・性質

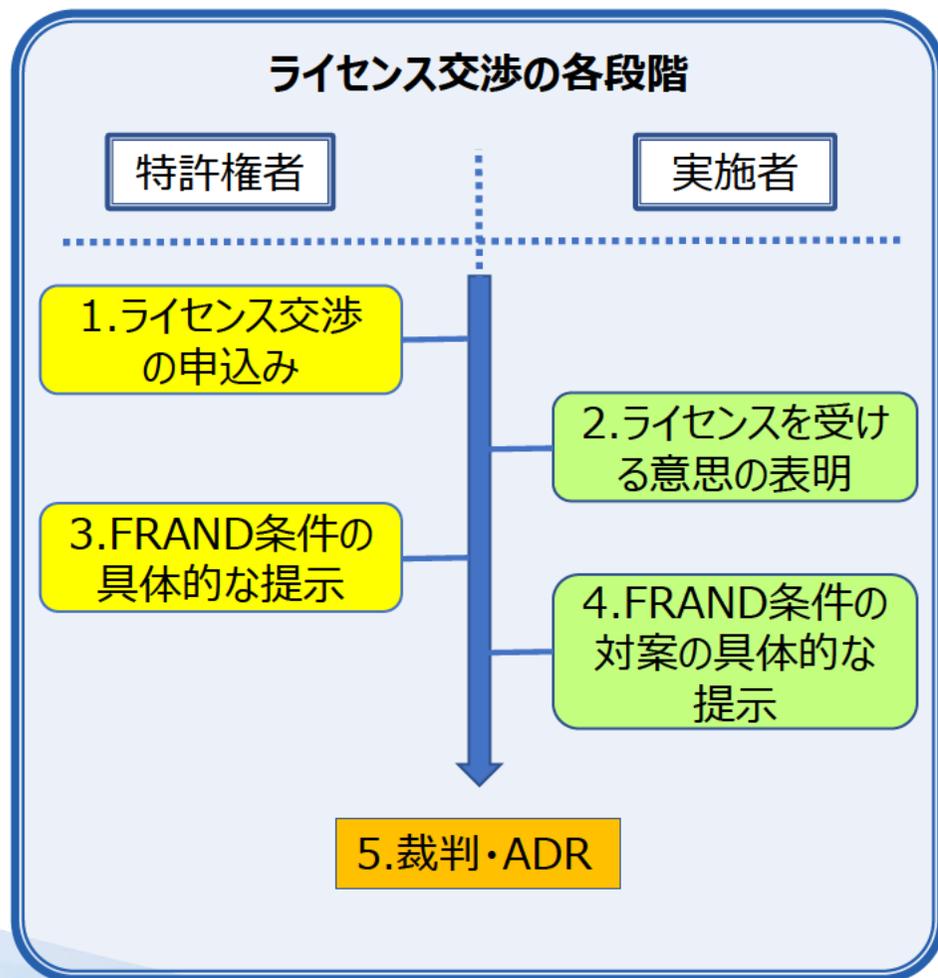
- ライセンス交渉を巡る論点を客観的に整理。
- ライセンス交渉において、どう行動すれば、実施者は差止めを回避でき、特許権者は適切な対価を得られやすいかを、誠実性と効率性の観点から整理。
- 法的拘束力は有さない。

②標準必須性に係る判断のための判定（2018年4月1日運用開始、2019年7月1日運用改訂）

→標準必須特許を巡る紛争の早期解決のため、判定の結果により、特許発明が標準必須であるか否かを判断可能

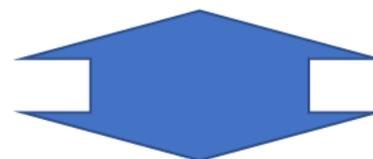
誠実な交渉プロセス

- 欧州司法裁判所(Huawei v. ZTE)で示された枠組みを参照し、各交渉の段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間の考え方などについて整理



SEP権利者の主張

- 実施者が、理由を説明しないまま交渉に応じないなど、交渉を遅延させているケースがある
- 実施者が、機密を含む情報を要求しながら、秘密保持契約の締結に一切応じないケースがある

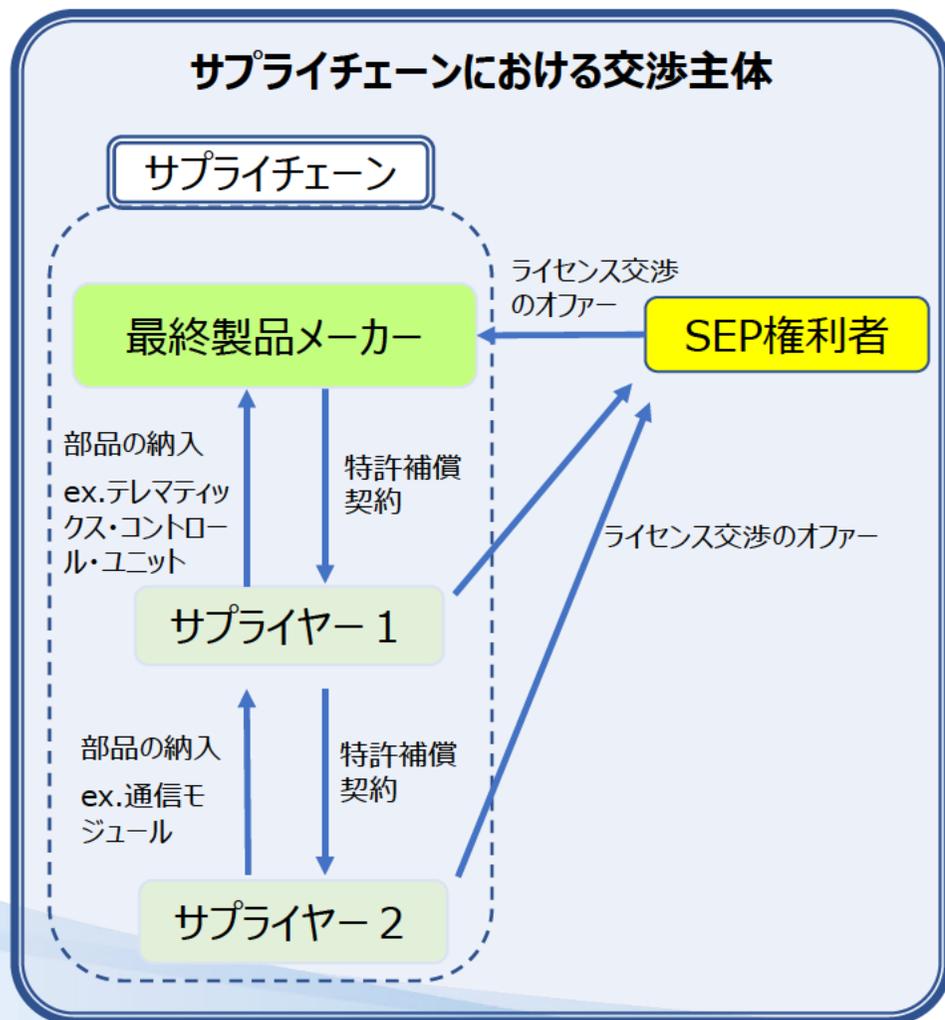


実施者の主張

- 特許権者が、特許と標準の対応関係についての資料（クレームチャートなど）を提示しないため、交渉に応じられないケースがある
- 特許権者が、秘密保持契約を締結しない限り、クレームチャートを提示しないケースがある

ライセンス交渉の主体

- サプライチェーンの中のどのレベルの主体（例えば、最終製品メーカーか部品メーカーか）がライセンス契約の締結主体となるべきかについての考慮要素を整理



SEP権利者の主張

- 特許権者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切



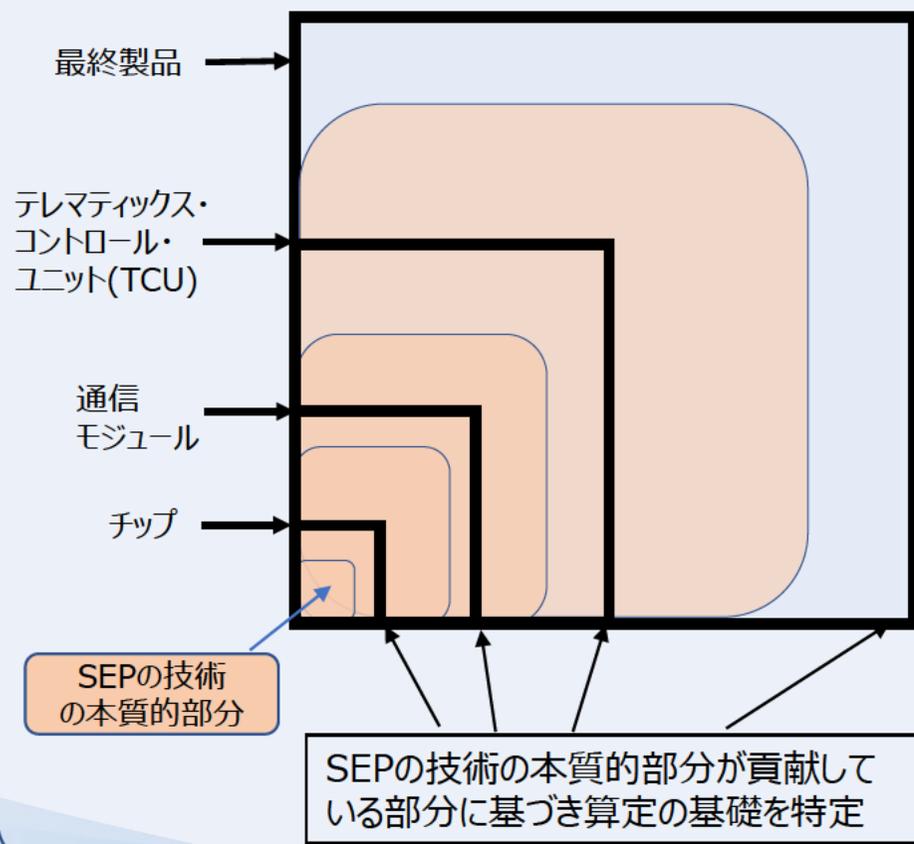
最終製品メーカーの主張

- 部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、特許権者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反する

ロイヤルティの算定方法 ～合理的なロイヤルティ～

- ロイヤルティの算定の基礎をどのように決定すべきかについての考慮要素を整理（部品の価格か最終製品の価格か）。

SEPの技術とロイヤルティベースの関係 (通信技術の例)



SEP権利者の主張

市場全体価値 (EMV)

Entire Market Value

SEPの技術が最終製品全体の機能に貢献し、製品に対する需要を牽引していると考えられる場合に採用され、最終製品全体の価格が算定の基礎となるという考え方



実施者の主張

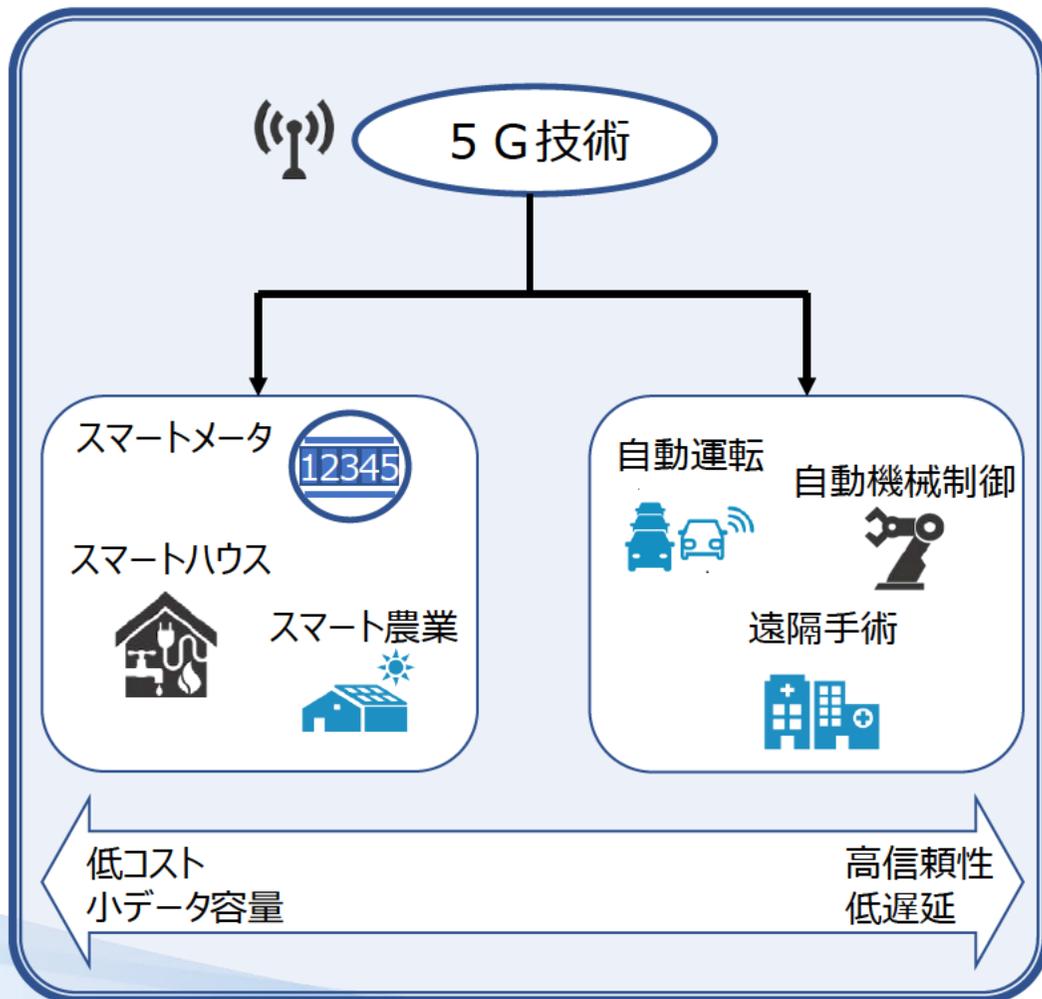
最小販売可能特許実施単位 (SSPPU)

Smallest Salable Patent Practicing Unit

SEPの技術が最小販売可能特許実施単位である部品のみで使われているのであれば、SEPが貢献していると考えられる当該部品の価格が算定の基礎となるという考え方

ロイヤルティの算定方法 ～非差別的なロイヤルティ～

- 同一の標準技術が異なる用途で使用されている場合に、特許権者が異なったライセンスの料率や額を適用することが差別的かどうかについての考慮要素を整理。



SEP権利者の主張

- 同一の標準技術であっても、最終製品における技術の使われ方が異なれば、ロイヤルティの料率や額が異なるべき (use-based license)



実施者の主張

- 同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべき

標準必須性に係る判断のための判定

- 標準必須特許を巡る紛争の早期解決のため、**標準必須性に係る判断のための判定の運用**を検討し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を公表。**本運用を、2018年4月1日から開始。**
- 判定結果を公開**することで標準必須特許に関する情報の透明性が向上。
- ユーザーの利便性向上等を目的として、上記手引きを改訂して**2019年7月1日から新運用を開始。**



ありがとうございました

